



【令和7年度版】雲南市放課後児童クラブ 入会申込みの手引き

1. 放課後児童クラブとは

主として保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校就学児童を受入対象とします。保護者の就労支援等を目的としつつ、児童に対しては授業終了後や夏休みなどの長期休業期間中に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るために設置する施設です。

このため、放課後児童クラブに入会するためには、入会要件を満たす必要があります。

2. 入会要件／利用可能期間

以下の3点全てを満たす児童です。

- 雲南市に住所を有していること
- 小学校に就学していること
- 保護者（父母いずれも）が次の要件のいずれかに該当し、かつ放課後等において児童を養育することが困難な家庭

要件	利用可能期間
①就労	就労期間まで（最長は年度末まで） ※就労中の妊娠・出産を含みます。産後8週を経過する日の翌日の月末まで使えます。 ※育児休業中は対象外です。育休復帰の日の属する月初めから利用できます。
②妊娠・出産	出産（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合は14週）となる日から産後8週を経過する日の翌日の月末まで ※就労中以外の妊娠・出産は、こちらに該当します。
③疾病・負傷・障がい	入院・通院期間終了日または療養期間終了日の月末まで
④親族の介護・看護	介護等の必要がなくなるまで
⑤災害復旧	災害復旧が終わるまで
⑥求職活動	活動開始から90日を経過する日の月末まで ※新規に開始する際は月の初日から90日を経過する日の月末まで
⑦就学・職業訓練	卒業（修了）の日の月末まで
⑧児童虐待・DV	事由が解消されるまで
⑨市長が特に認める場合	市長が必要と認める期間まで

3. 利用方法

次の2つの利用方法があります。

通 年 利 用	年間を通じて放課後児童クラブを利用することが出来ます。
長期休業限定利用	小学校が長期休業となる間のみ限定して利用することが出来ます。 ※「夏休みのみ利用する」「春休み期間中の4月期のみ利用する」などの利用も可能です。

4. 開設時間・利用料金

【開設時間・利用料金】

施設によって開設時間や延長利用の有無、利用料金が異なりますので、詳しくは巻末の「令和7年度放課後児童クラブ一覧」をご覧ください。

【月額制の放課後児童クラブの利用料金についての注意事項】

通年利用料金については、利用の有無にかかわらず定額の月額料金となります。ただし、月途中の入退会に限り日割り計算をします。長期休業限定利用については、日割り計算はしません。

5. 入会申込み受付日程（通年利用／長期休業期間限定利用共通）

入会希望月		受付期間	結果通知（予定）
令和7年	4月	【1次募集】 令和6年12月2日（月）～令和7年1月10日（金）	2月中旬 （1次決定分）
		【随時募集】 令和7年1月14日（火）～令和7年2月14日（金）	3月中旬 （随時決定分）
	5月以降	【随時募集】 利用希望日の2週間前にはご提出ください。	随時

【入会申込みの注意点】

- 前年度から引き続き入会を希望する場合も申込みが必要です。
- 長期休業期間のみ希望する場合も、必ず1次募集期間にお申し込みください。利用直前での申込みは例年受け入れが困難な状態にあります。
- 年度途中で育児休業が終了し職場復帰することが分かっている場合は、入会希望月に関わらず1次募集に申し込むことができます。（予約申込）
- 1次募集期間を過ぎた申込みは、随時募集扱いとします。1次募集の選考後に残った入会枠で選考します。

6. 申込みできる施設

- 基本的には児童が通う学校区内の放課後児童クラブをご利用ください。
ただし、特段の理由がある場合は、近隣学校区内の放課後児童クラブを利用できる場合があります。※1
- 次の学校へ通う児童は、学校区内に放課後児童クラブが無い場合、平日は移送事業にて近隣学校区の児童クラブをご利用いただきます。土曜や長期休業期間は保護者送迎となります。

学校名	クラブ名	学校名	クラブ名
西日登小学校	寺領児童クラブ	吉田小学校	かけや児童クラブ
鍋山小学校※2	三刀屋放課後児童クラブ	田井小学校	寺領児童クラブ
	かけや児童クラブ		

※1 通年利用の場合は、移送事業を行っている近隣学校区内の放課後児童クラブに限り可能です。

※2 鍋山小学校の通年利用希望の方は、三刀屋放課後児童クラブのご利用をお願いします。

7. 提出書類

【全員必要な書類】

■ 入会許可申請書（様式第1号）	入会児童1人につき1枚提出してください。
■ 入会申込補助調査票	入会児童1人につき1枚提出してください。

【入会要件を証明する書類】

- ・入会要件に応じた書類をご提出ください。
- ・兄弟姉妹で申し込む場合、2人目からはコピーでも構いません。
- ・兄弟姉妹が保育所等へ入所申込みをされる場合、書類の重複提出は不要ですので申込みの際、その旨お申し出ください。

入会要件		提出書類 (★印は雲南市指定様式)	備 考
① 就 労		★就労証明書 ※自営業・農業の場合は、別途そのことを証明する書類（確定申告書、営業許可書、出荷伝票の写し等）	・申込み時に就労「内定」の場合は、就労開始後、就労証明書を提出してください。 ・同居（予定含む）の65歳未満※の祖父母が就労している場合も提出してください。（昭和35年4月2日以降に生まれた方）※令和7年4月1日時点
	年度途中で産前・産後休暇、育児休暇から復帰する方	★就労証明書 ※出産後は育児休業期間及び復職（予定）年月日が記載されたもの	・職場復帰後、再度就労証明書の提出が必要です。（育休復帰確認のため）
②	妊娠・出産 (期間終了後は退会)	★保育を必要とする事由申立書 ○母子健康手帳の写し	・母子健康手帳の写しは、表紙及び出産予定日の分かるページの写しを提出してください。
③	疾病・負傷・障がい	★保育を必要とする事由申立書 ★医師の意見書 または ○各種障害者手帳の写し	・医師の意見書は、入院期間または療養期間が記載された医師の証明が必要です。
④	親族の介護・看護	★保育を必要とする事由申立書 ★医師の意見書 および ○各種障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し	・各種障害者手帳等は等級等が分かるよう写しを取ってください。
⑤	災害復旧	★保育を必要とする事由申立書 ・り災証明書（自治体発行）	
⑥	求職活動	★保育を必要とする事由申立書 ○ハローワーク受付票等求職活動を証する書類の写し	・求職活動から就労に変更して継続して入会する場合は就労開始後に就労証明書を提出してください。 ・求職活動で入会の場合は、入会期間満了日の20日前までに就労証明書を提出してください。
⑦	就学・職業訓練	★保育を必要とする事由申立書 ○学生証の写しや在学証明書、又は職業訓練を受講していることが分かる書類の写し	・就学する前に入会申込みする場合は、合格通知書の写しを提出し、就学後に在学証明書を提出してください。 ・職業訓練受講の場合は、受講期間及び受講時間が分かるものを併せて提出してください。
⑧	児童虐待・DV	こども家庭支援課（2階）(TEL:40-1067)へ相談してください。	
⑨	市長が特に認める場合	こども政策課（2階）(TEL:40-1044)へ相談してください。	

本手続きや申込みに必要な書類は、雲南市ホームページ（<http://www.city.unnan.shimane.jp/>）から閲覧、ダウンロードができます。

8. 入会選考基準

- 入会決定は、先着順ではなく別紙「雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表」により点数算出し、各募集期間内ごとに利用優先度の高い方を決定します。
- 入会希望者数が放課後児童クラブの入会可能枠を上回り、受入れに余裕がない場合には、提出された書類や聞き取り内容に基づき、入会選考基準表により判定します。
このため、低学年から優先的に入会決定したり、養育の必要度が高い場合でも祖父母等がおられる家庭については入会をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

9. 放課後児童クラブからお願い

【傷害保険】

入会決定後は、児童の万一の事故、ケガ等に備え、傷害保険へ加入していただきます。この手続きがないと放課後児童クラブを利用できませんので、ご理解・ご協力をお願いします。保険料等、詳細については放課後児童クラブからご説明します。

【入会要件に変更があった場合など】

入会決定後、入会要件に変更があった場合や、放課後児童クラブを利用する必要が無くなった場合などは、「入会許可内容変更届」または「退会届」の提出が必要になりますので、こども政策課（2階）または各総合センター市民福祉課・市民サポート課へご相談ください。

■ 退会手続き

- ・ 入会要件がなくなった（離職して求職活動をしない、産後休暇が終わる。など）
- ・ 必要なくなった（留守番ができるようになった、勤務形態が変わって家で見れるようになった。など）

■ 変更手続き

- ・ 通年利用から長期休業期間限定利用に変更したい。また、その逆など。
- ・ 住所が変わった、名字が変わった、勤務先が変わった。など
- ・ 離職したので求職要件で利用したい、求職要件で利用していたが就労した。など

【その他のお願い】

- 放課後児童クラブは労働等により家庭で保育できないため利用する施設です。保護者の勤務がお休みの時は、極力ご家庭にて過ごしていただきますようご協力をお願いします。
- 開設時間、時間内の利用を厳守し、また、勤務終了後は早めのお迎えをお願いします。
- 小学校から放課後児童クラブへ下校する場合を除き、施設への児童の送迎は保護者の責任において行ってください。
- 児童が健全な生活習慣を身につけられるよう宿題の時間を設けるなどの工夫をしますが、学習の習熟度を高めることを目的としていません。各家庭において適切な支援をお願いします。
- 利用料金に滞納がある場合、入会審査の保留や入会許可の取消、利用停止とさせていただきますことがあります。
- 申し込みにあたっては、お子様やご家族と十分にご相談の上、必要性をご検討いただきますようお願いいたします。

10. 提出先及びお問い合わせ

【提出先】

入会希望クラブ		提出先
ちゃれんじクラブ	0854-43-6848	希望する放課後児童クラブ
学童クラブキリカ	0854-43-3129	
うしお児童クラブ	0854-43-3400	
西児童クラブ	0854-49-7255	雲南市役所こども政策課（2階） または 各総合センター市民福祉課・市民サポート課 ※ 1次募集でかつ、前年度からの継続入会希望の方に限り、利用中の放課後児童クラブへの提出も可能。
させ児童クラブ	0854-40-1044（仮）	
加茂第1・第2児童クラブ	0854-49-7255	
きすき児童クラブ	0854-49-7255	
斐伊児童クラブ	0854-47-7720	
寺領児童クラブ	0854-49-7255	
三刀屋放課後児童クラブ	0854-45-5010	
かけや児童クラブ	0854-62-0189	

【お問い合わせ】

受付窓口	電話番号	受付窓口	電話番号
雲南市役所こども政策課（2階）	0854-40-1044	三刀屋総合センター市民福祉課	0854-45-9501
大東総合センター市民福祉課	0854-43-8162	吉田総合センター市民福祉課	0854-74-0215
加茂総合センター市民福祉課	0854-49-8612	掛合総合センター市民福祉課	0854-62-0300
木次総合センター市民福祉課	0854-40-1083		

令和7年度雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表

【入会選考方法】

基準①について、父母の内いずれか低い方を基準点として選択します。ひとり親については、得られた点数がそのまま基準点数になります。

基準①による選考を行って、なお入会枠を超過する場合は、基準②の基準点数を加算減算し、再選考を行います。それでもなお選考結果が得られない場合は、さらに基準③、基準④の順番に加算減算し、入会者を決定します。

基準①：児童の養育を必要とする事由

事由				基準点
居宅外就労(居宅外自営業含む)	週5日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週40時間以上)		10
		1日6時間以上の就労を常態とする(週30時間以上)		9
		1日4時間以上の就労を常態とする(週20時間以上)		8
	週4日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週32時間以上)		9
		1日6時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)		8
		1日4時間以上の就労を常態とする(週16時間以上)		7
	週3日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)		8
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)		7
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)		6
	週3日未満 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)		7
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)		6
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)		5
居宅内就労(居宅内自営業含む)	週5日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週40時間以上)		9
		1日6時間以上の就労を常態とする(週30時間以上)		8
		1日4時間以上の就労を常態とする(週20時間以上)		7
	週4日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週32時間以上)		8
		1日6時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)		7
		1日4時間以上の就労を常態とする(週16時間以上)		6
	週3日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)		7
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)		6
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)		5
	週3日未満 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)		6
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)		5
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)		4
妊娠・出産		母親が妊娠または出産後の場合で保育が必要な場合 [産前8週(多胎児の場合14週)から産後8週まで]		10
保護者の疾病・ 負傷・障がい	疾病・ 負傷	入院	入院(1か月以上を要する)	10
		自宅内	常時病臥・保育不能	9
			保育困難[精神疾患・感染症、その他安静(概ね日中4時間以上就床)]	8
			保育やや困難	7
		障がい	身障手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障がい1級	10
			身障手帳3級または療育手帳Bまたは精神障がい2級	9
			身障手帳4級以下または精神障がい3級	8
親族の介護・看護	同居親族	全部介護・看護	10	
		一部介護・看護	7	
		全部・一部介護等以外	5	
	別居親族	全部介護・看護	7	
		一部介護・看護	5	
		全部・一部介護等以外	3	

災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	10
求職活動	生計中心者	3
	その他	2
就学・職業訓練	就職・事業開始に必要な学校に就学または職業訓練等を受講している	9
	上記以外の学校等に通学	7
児童虐待・DV		10
その他 保護者が不在[離婚（離婚調停中含む）・死亡・行方不明・拘禁・未婚・別居など]		10

基準②：世帯の状況等

事由		加点
生活保護世帯（就労による自立支援につながると判断する場合のみ）		2
ひとり親世帯で	同居親族等協力者がいる	2
	同居親族等協力者がいない	3
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（就労している場合に限る）		1
虐待またはDVのおそれがある場合など、社会的保護が必要な場合		2
児童が障がいを持っている場合		2
発達支援の観点（本人の状況または家庭の状況）から放課後児童クラブへの入会が必要であると認める場合		2
産休・育休満了による就労のため入会を希望している場合		1
兄弟姉妹がすでに放課後児童クラブに入会している場合（加点は随時募集分に限り）		1
同居の祖父母（65歳未満）が	就労していない等、家庭で保育することが可能な場合	-3
	自営業・農業等の協力者である場合または内職に従事している場合	-2
保護者が自営業・農業等の協力者である場合または内職に従事している場合		-2

基準③：児童の状況

事由		加点
入会する児童が	小学校1年生	6
	小学校2年生	5
	小学校3年生	4
	小学校4年生	3
	小学校5年生	2
	小学校6年生	1

基準④：保護者の勤務終了時間

就労形態	勤務終了時間帯	週5勤務	週4勤務	週3勤務
居宅外就労（居宅外自営業含む）	18:00～	10	9	8
	17:00～17:59	7	6	5
	16:00～16:59	4	3	2
	15:00～15:59	1	0	-1
	14:00～14:59	-2	-3	-4
居宅内就労（居宅内自営業含む）	18:00～	8	7	6
	17:00～17:59	5	4	3
	16:00～16:59	2	1	0
	15:00～15:59	-1	-2	-3
	14:00～14:59	-4	-5	-6

令和7年度雲南市放課後児童クラブ一覧

町名	クラブ名称	実施場所	開設時間	延長利用	利用料金									
					通年利用			長期休業限定利用						
大東町	ちゃれんじクラブ 0854-43-6848	大東町田中58-1 大東小学校校庭	平日	12:00 ～ 18:30	有	月額：5,000円（定額）		春休み	4月期	3,000円	冬休み	12月期	1,000円	
			土曜日	7:30 ～ 18:00	無	土曜日利用：400円 利用日数に応じ月額に加算			3月期	2,000円		1月期	2,000円	
			振替休業日	7:30 ～ 18:30	有	延長料金(1回)：500円（18：30～19：00）※土曜延長なし		夏休み	7月期	4,000円	※すべて月額です。			
			長期休業日	7:30 ～ 18:30	有	利用回数に応じ月額に加算			8月期	10,000円				
			学童クラブキリカ 0854-43-3129	大東町下阿用684-7 あおぞら保育園 学童棟	平日	14:00 ～ 18:00	有	日額（1日）：500円 土曜・振替休業等1日利用の場合		日額（1日）：500円				
	土曜日	8:00 ～ 18:00			無	日額（半日）：250円 平日の放課後利用の場合								
	振替休業日	8:00 ～ 18:00			有	延長料金(1回)：250円（18：00～19：30）※土曜延長なし		延長料金（1回）：200円（18：00～19：30土曜除く）						
	長期休業日	8:00 ～ 18:00			有	★上記それぞれの単価にて利用実績により徴収します。								
	西児童クラブ 直通：0854-43-2220 事務局：0854-49-7255	大東町仁和寺2435-11 西小学校校庭内	平日	14:00 ～ 18:00	有	月額：5,000円（定額）		春休み	4月期	3,000円	冬休み	12月期	1,000円	
			土曜日	8:00 ～ 18:00	有	土曜日利用：400円 利用日数に応じ月額に加算			3月期	2,000円		1月期	2,000円	
			振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(10分)：100円（18：00～19：00）		夏休み	7月期	4,000円	※すべて月額です。			
			長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	利用時間に応じ月額に加算			8月期	10,000円				
	させ児童クラブ（新設） 0854-40-1044（仮）	大東町上佐世1375-1 佐世幼稚園内	平日	14:00 ～ 18:00	有	月額：5,000円（定額）		春休み	4月期	3,000円	冬休み	12月期	1,000円	
			土曜日	7:30 ～ 18:00	有	土曜日利用：400円 利用日数に応じ月額に加算			3月期	2,000円		1月期	2,000円	
			振替休業日	7:30 ～ 18:00	有	延長料金(30分)：300円（18：00～19：00）		夏休み	7月期	4,000円	※すべて月額です。			
			長期休業日	7:30 ～ 18:00	有	利用時間に応じ月額に加算			8月期	10,000円				
	うしお児童クラブ 0854-43-3400	大東町南村275 旧 J A 雲南海潮支所跡	平日	14:00 ～ 18:00	有	日額（1日）：500円 土曜・振替休業等1日利用の場合		通年料金と同じ						
			土曜日	8:00 ～ 18:00	有	日額（半日）：250円 平日の放課後利用の場合								
			振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(1回)：200円（18：00～19：00）								
			長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	★上記それぞれの単価にて利用実績により徴収します。								
	加茂町	加茂第1・第2児童クラブ 直通：0854-47-7751 事務局：0854-49-7255	加茂町加茂中1040-1 旧加茂交流センター	平日	14:00 ～ 18:00	有	月額：5,000円（定額）		春休み	4月期	3,000円	冬休み	12月期	1,000円
				土曜日	8:00 ～ 18:00	有	土曜日利用：400円 利用日数に応じ月額に加算			3月期	2,000円		1月期	2,000円
				振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(10分)：100円（18：00～19：00）		夏休み	7月期	4,000円	※すべて月額です。		
				長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	利用時間に応じ月額に加算			8月期	10,000円			
				木次町	きすき児童クラブ 直通：0854-42-1036 事務局：0854-49-7255	木次町木次1012-1 木次青少年ホーム内	平日	14:00 ～ 18:00	有	月額：5,000円（定額）		春休み	4月期	3,000円
土曜日	8:00 ～ 18:00	有	土曜日利用：400円 利用日数に応じ月額に加算				3月期	2,000円	1月期	2,000円				
振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(10分)：100円（18：00～19：00）				夏休み	7月期	4,000円	※すべて月額です。				
長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	利用時間に応じ月額に加算					8月期	10,000円					
斐伊児童クラブ 直通：0854-42-5050 事務局：0854-47-7720	木次町里方928-1 斐伊体育館裏	平日	14:00 ～ 18:00				有	月額：5,000円（定額）		春休み	4月期	3,000円	冬休み	12月期
		土曜日	7:30 ～ 18:00	有	土曜日利用：400円 利用日数に応じ月額に加算		3月期	2,000円	1月期		2,000円			
		振替休業日	7:30 ～ 18:00	有	延長料金(30分)：300円（18：00～19：00）		夏休み	7月期	4,000円	※すべて月額です。				
		長期休業日	7:30 ～ 18:00	有	利用時間に応じ月額に加算			8月期	10,000円					
寺領児童クラブ 直通：0854-42-1188 事務局：0854-49-7255	木次町寺領526-3 日登交流センター内	平日	14:00 ～ 18:00	有	月額：5,000円（定額）		春休み	4月期	3,000円	冬休み	12月期	1,000円		
		土曜日	8:00 ～ 18:00	有	土曜日利用：400円 利用日数に応じ月額に加算			3月期	2,000円		1月期	2,000円		
		振替休業日	8:00 ～ 18:00	有	延長料金(10分)：100円（18：00～19：00）		夏休み	7月期	4,000円	※すべて月額です。				
		長期休業日	8:00 ～ 18:00	有	利用時間に応じ月額に加算			8月期	10,000円					
三刀屋町	三刀屋放課後児童クラブ 直通：0854-45-5010 事務局：0854-45-2544	三刀屋町古城1-1 文化体育館アスバル隣	平日	14:00 ～ 18:00	無	月額：5,000円（定額）		春休み	4月期	3,000円	冬休み	12月期	1,000円	
			土曜日	8:00 ～ 18:00	無	土曜日利用：400円 利用日数に応じ月額に加算			3月期	2,000円		1月期	2,000円	
			振替休業日	8:00 ～ 18:00	無	※ファミリーサポートセンターと連携した延長サービスあり		夏休み	7月期	4,000円	※すべて月額です。			
			長期休業日	8:00 ～ 18:00	無	300円／30分			8月期	10,000円				
掛合町	かけや児童クラブ 直通：090-5697-0372 事務局：0854 - 62 - 0189	掛合町掛合2151-1 掛合交流センター内	平日	14:00 ～ 18:00	無	月額：5,000円（定額）		春休み	4月期	3,000円	冬休み	12月期	1,000円	
			土曜日	8:00 ～ 18:00	無	土曜日利用：400円 利用日数に応じ月額に加算			3月期	2,000円		1月期	2,000円	
			振替休業日	8:00 ～ 18:00	無	※ファミリーサポートセンターと連携した延長サービスあり		夏休み	7月期	4,000円	※すべて月額です。			
			長期休業日	8:00 ～ 18:00	無	300円／30分			8月期	10,000円				

※上記料金の他、おやつ代を徴収させていただいております。

※開所時間、利用料は現時点のもので、今後変更となる場合があります。

※月額利用料金について、通年利用で月途中の入退会に限り、日割り計算いたします。